夢ふくらむ支店

取引規定集



いつも大阪シティ信用金庫をご利用いただき、まことにありがとうございます。 夢ふくらむ支店では、各種預金等の種類などに応じ、本規定集に記載した規定 によりお取扱いいたします。(夢ふくらむ支店以外の本支店で開設する預金口座と 取扱いが異なる場合があります。)この規定に定めのない事項につきましては、別 途当金庫が定める取引規定により取扱います。つきましては、ぜひご熟読のうえ、 お手元に備えおきくださいますようお願い申し上げます。

目 次

夢ふくらむ支店	取引規定	1 頁
夢ふくらむ支店用	普通預金規定	7 頁
夢ふくらむ支店用	キャッシュカード規定	11 頁
夢ふくらむ支店用	定期預金規定	15 頁
宝くじつき定期預金	景品規定	19頁
悪ふくらむ支店田	振込 担定	22 百

夢ふくらむ支店 取引規定

お客様が、大阪シティ信用金庫(以下「当金庫」といいます。)夢ふくらむ支店(以下「当支店」といいます。)と取引を行う場合は、下記条項のほか、別途当金庫が定める取引規定が適用されることに同意したものとして取扱います。 なお、本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

第1条 夢ふくらむ支店取引

- 1. 当支店との取引範囲
 - お客様は、本規定にもとづき、次の各号に定める取引をご利用いただけます。
 - (1) 普通預金取引
 - (2) 定期預金取引
 - (3) その他当金庫所定の取引
- 2. 前項各号の取引は別途当金庫が定める取引規定にもとづくものとします。
- 3. 利用資格者
 - (1) 本規定に同意し、日本国内に住所を有する(短期居住者を除く)満20歳以上の個人のお客様を利用資格者とします。ただし、お申込みのお客様が反社会的勢力に該当する場合には、当支店での取引はお断りするものとします。
 - (2) お客様は、本規定に示したお客様番号または暗証番号の不正使用等によるリスク発生の可能性および本規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において利用するものとします。
- 4. 取扱時間
 - 本取引の取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。
- 5. 払戻制限について
 - 初回の定期預金作成完了まで、普通預金口座からの払戻しはできません。

第2条 口座開設方法

- 1. □座開設
 - (1) 本規定に同意し、当支店所定の申込書に必要事項を記入していただき、当支店所定の必要書類を添えてお申込になり、当支店がこれを受領し認めた場合に限り、普通預金口座を開設することができるものとします。
 - (2) 当支店との取引の開始にあたっては、キャッシュカードおよびお客様カードを発行します。
 - (3) 当支店での普通預金口座の開設はおひとりにつき1口座に限ります。
 - (4) 当支店は、少額預金の利子非課税制度(マル優)のお取扱いはいたしません。
- 2. 通帳、証書の発行
 - 当支店で開設した口座の通帳(または証書)は発行いたしません。
- 3. お取引店について
 - 開設した口座のお取引店は、夢ふくらむ支店とさせていただきます。
- 4. お取引店の変更
 - お取引店の変更はできません。

第3条 お届印

- 1. 当支店と取引を開始する際には、第2条1項の口座開設の際に使用する印章(以下「お届印」といいます。)により印鑑を届出てください。印鑑はお客様おひとりにつき一つのみ届出いただくものとし、当支店における取引において共通とさせていただきます。
- 2. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4条 当支店との取引方法

お客様は、本規定にもとづき、次の方法で当支店と取引をおこなうことができます。

- 1. 定期預金作成依頼、普通預金および定期預金の解約依頼、振込依頼、残高の照会等の電話による取引
- 2. 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機、現金自動支払機を含みます。)による取引
- 3. その他当金庫所定の方法による取引

第5条 本人確認

1. 本人確認手続き

電話による本人確認のための手続きは、次による方法のほか、当金庫の定める方法により行うものとします。

- (1) お客様は、「夢ふくらむ支店口座開設申込書」により暗証番号を届出るものとします。
- (2) 当金庫は、お客様番号および確認番号を記載した「お客様カード」をお客様の届出住所あてに郵送するものとします。
- (3) 当金庫は電話によってお客様から通知された「暗証番号」、「お客様番号」および「確認番号」と、当金庫に登録 されている各内容の一致により、本人であることを確認します。
- (4) 当金庫が前項の確認をして取扱いましたうえは、各種番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 届出と異なる「暗証番号」または「確認番号」の入力を、当金庫所定の回数以上を連続して行ったときは、当金庫は本取引の取扱いを中止します。各種番号相違による再開手続きは、当支店に連絡のうえ所定の手続きをとってください。
- (6)「暗証番号」、「お客様番号」および「確認番号」は、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。また、「暗証番号」は、生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。各種番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、当支店に直ちに連絡をしてください。
- 2. お客様カードの取扱い
 - (1)「お客様カード」は厳重に管理し、他人に使用されないよう保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。当金庫から請求があった場合は、すみやかに「お客様カード」を返却するものとします。
 - (2) お客様が「お客様カード」を紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全を確保するため、すみやかにお客様 ご本人から当支店まで当金庫所定の方法により届出てください。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、 利用停止の措置を講じます。当金庫は、この届出にもとづく所定の手続きの完了前に生じた損害については、責任 を負いません。
 - (3) 当支店との取引を再開する場合は、「お客様カード」を再発行するものとし、当金庫所定の再発行手数料をいた だきます。なお、再発行の依頼に際しては、当金庫所定の書面により届出てください。

第6条 電話による取引の依頼

1. 取引依頼の方法

お客様は第5条1項の本人確認手続きをした後、取引に必要な所定事項を当支店の指定する方法により正確に伝達することで、取引を依頼してください。

2. 取引依頼の確定

当支店が取引の依頼を受付けた場合、お客様あてに依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当支店の指定する方法で確認した旨を伝えてください。

上記依頼内容の確認が各取引に必要な時間までにおこなわれた場合は、取引依頼が確定したものとし、当支店所定の方法で手続きをおこないます。

- 3. 取引の成立
 - (1) お客様の口座より資金の引落しをおこなう取引については、取引依頼が確定した後、当支店は、お客様から支払

い依頼を受けた振替資金、振込資金、振込手数料、または各種手数料を、お客様の口座にかかる取引規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに口座より引落しをおこなうものとし、当該引落しをもって取引が成立したものとします。ただし、その引落しができなかった場合(口座の解約、差押え等正当な理由による支払停止等の場合も含みます。)は、お客様からの取引依頼はなかったものとして取扱います。

(2) 前号以外のサービスについては、取引依頼の確定をもって取引が成立したものとします。

4. 取引内容の確認

お客様の口座より資金の引落しをおこなう取引を利用した後は、別途送付する取引明細書等により取引内容を照合してください。万一、取引内容、残高に相違がある場合において、お客様と当支店との間で疑義が発生した場合には、当支店の機械記録の内容をもって処理するものとします。

第7条 普通預金取引

1. 取扱店の範囲

普通預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、払戻しは、現金自動支払機 (現金自動預入払出兼用機を含みます。)での払戻しにかぎります。

2. 自動支払い等

普通預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、預金□座を給与、年金、配当金、 および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

3. 普通預金の解約

電話による依頼にもとづき解約することができます。

- 4. キャッシュカードについて
 - (1) 代理人カードの発行はいたしません。
 - (2) デビットカードのお取扱いはできません。
 - (3) Pay-easy (ペイジー) 口座振替のお取扱いはできません。
- 5. 無通帳取引
 - (1) **当支店では口座開設に伴う通帳の発行はいたしません**。通帳の代わりとして、預入れまたは払戻しがおこなわれた場合に、当金庫の定めるところによりその事実を証するため、所定の時期にお客様のお届出の住所あてに、お取引の内容が一覧できる明細書(以下「お取引明細書」といいます。)を郵送するものとします。
 - (2) お取引明細書の記載内容に関する照会等は、お取引明細書作成から2ヶ月以内とします。それ以降の照会はできません。
 - (3) お取引明細書の記載

お取引明細書上への同一営業日における取引記載内容の記載順序につきましては、当金庫の定めるとおりとします。

(4) お取引明細書の返戻等

お届出の住所あてに郵送したお取引明細書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。また当金庫から発送されたお取引明細書が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第8条 定期預金取引

1. 定期預金の預入れ

電話による依頼にもとづき、お客様が指定する定期預金(ただし当金庫所定の種類に限ります。)を作成することができます。

- 2. 預入れの定期預金は自動継続扱いとします。
- 3. 定期預金の解約
 - (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
 - (2) 電話による依頼にもとづき解約することができます。

第9条 夢ふくらむポイントサービスの取扱い

当支店の取引については、夢ふくらむポイントサービスの対象とはなりません。

第10条 払戻し・照会口座

- 1. お客様が、当支店取引により払戻しおよび残高等の照会依頼をすることができる口座は、当支店の本人名義の口座に限るものとします。
- 2. 払戻しは、取引規定にかかわらず、払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

第11条 残高通知等

1. 定期預金お預け入れのご案内

定期預金を預入れいただいたときに「定期預金お預かり通知書」を発送いたします。なお、定期預金を解約されたときは、当該定期預金の「預金計算書」を発送いたします。

2. 宝くじの番号通知ハガキ

宝くじつき定期預金を預入れいただいたときに、所定の宝くじは現物に代えて宝くじの枚数、抽選番号等を表示した「番号通知ハガキ」を発送いたします。

3. お取引明細書

毎年3月末現在においてお預入れの普通預金、定期預金等について「お取引明細書」を作成し発送いたします。

第12条 取引内容の記録

- 1. 当金庫は本取引によるお客様との会話内容をすべて録音により記録し、相当期間保存します。
- 2. 取引内容について疑義が生じた場合は、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第13条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、これらが未着として当支店宛に返戻された場合、当支店は通知または書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。また返戻された送付物に関し、当金庫は保管責任を負いません。

第14条 顧客情報の取扱い

当金庫との取引に関し、当金庫は顧客情報を当金庫の本支店、子会社、関連会社、その他の第三者に処理させることができるものとします。また、法令、裁判手続その他の法的手続または規制当局により、顧客情報の提出を要求された場合は、その要求に従うことができるものとします。

第15条 届出事項の変更等

- 1. キャッシュカード、お客様カード、届出の印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに電話等により当支店に連絡するとともに、当金庫所定の書面によって当支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 2. 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 3. 住所変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 4. キャッシュカードまたはお客さまカードの再発行にあたっては、当金庫所定の手数料をいただきます。

第16条 諸手数料

- 1. カード再発行手数料、その他の諸手数料は、普通預金口座からキャッシュカードまたは払戻請求書等なしに引落す ものとします。
- 2. 当支店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として改定内容もしくは新設内容を郵送または当金庫所定のホームページに掲示することにより告知します。手数料等に関する資料を書面で必要とする場合は、当支店に別途請求してください。

第17条 免責事項等

- 1. 当金庫は、お客様が電話で伝えた「お客様番号」、「確認番号」、「暗証番号」と、当金庫に登録されている「お客様番号」、「確認番号」、当金庫に届出の「暗証番号」の一致を確認した場合は、この取引によって万一損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
- 2. やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因とする振込・振替等の遅延または払戻不能、および災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等の事由により生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- 3. 公衆電話回線等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

第18条 停止および解約等

- 1. 当支店の普通預金取引を解約する場合には、同時にその他全ての取引を解約するものとします。
- 2. 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫は本取引を停止し、お客様に通知することなく本取引を解約する ことができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届 出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この場合、「お客様カード」は回収しません。
 - (1) 相続の開始があったとき。
 - (2) 1年以上にわたり本取引の利用がない場合。
 - (3) 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。
 - (4) 当金庫の取引規定に違反した場合等、本取引の解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
 - (5) 支払停止、破産、民事再生手続開始等の申立があったとき。

第19条 通知等の連絡先

- 1. 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当支店に届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。なお、当金庫がお客様の連絡先にあてて通知または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会・確認ができなくても、これによって 生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第20条 規定の準用

- 1. 本規定に定めのない事項については、各口座、各取引にかかる当金庫が定める取引規定により取扱います。
- 2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。
- 3. 個別の取引規定集が必要な場合は、当支店あて請求してください。

第21条 規定の変更等

- 1. 当金庫は、本規定、利用方法および所定事項の内容を、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

3. なお、当金庫の責による場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

第22条 契約期間

この契約の契約期間は、当支店に普通預金口座を開設された日から普通預金口座を解約された日迄とします。普通預金口座の解約に伴い、当支店の契約は自動的に解約します。

第23条 準拠法・管轄

- 1. 本契約の契約準拠は日本法とします。
- 2. 本契約にもとづき諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を所轄裁判所とします。

第24条 譲渡、質入れの禁止

本取引にもとづくお客様の権利、預金等および各種カードは、譲渡、質入れできません。

『夢ふくらむ支店用 普通預金規定』

第1条 取扱店の範囲

この預金は、当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、**払戻しは、現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みま**す。)での払戻しにかぎります。

第2条 通帳の発行

当支店で開設した口座の通帳は発行いたしません。

第3条 振込金の受入れ

- 1. この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- 2. この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 預金の払戻し

この預金の払戻しは、当支店取引所定の方法(「夢ふくらむ支店取引規定」第4条第2項)によります。

第5条 自動支払い等

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、預金□座を給与、年金、配当金、および公社債元利金の**自動受取口座として指定することはできません**。

第6条 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000 円以上について付利単位を1円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

第7条 届出事項の変更等

- 1. 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 2. 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第8条 成年後見人等の届出

- 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて 取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金 庫は責任を負いません。

第10条 譲渡、質入れ等の禁止

- 1. この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 2. 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第11条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第12条第3項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第12条 取引の制限、解約等

- 1. この預金は、電話による依頼にもとづき解約することができます。
- 2. 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引の一部を制限し、もしくは全ての取引を停止し、 または、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - (1) この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (4) 当金庫が第13条による確認を行うにあたって、預金者が正当な理由なく求められた期限までに回答もしくは資料の提出をしなかった場合、または、預金者について確認した事項もしくは預金者の回答もしくは資料の内容に関し、虚偽が明らかになった場合
 - (5) 第13条第2項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合
 - (6) 第13条による確認時の預金者の対応、説明内容、提出資料およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合
- 3. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約できるものとします。
 - (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前記①から⑤に準ずる者
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅威的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

- ⑤その他前記①から④に準ずる行為
- 4. この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- 5. 第2項から前項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引の一部を制限または全ての取引を停止され、その解除を求める場合には、当支店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。また、第2項第6号による取引の制限について、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに取引等の制限を解除します。

第13条 取引時確認等

- 1. 預金の開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって取扱店に届出てください。
- 2. 日本国籍を保有せず在留期限がある預金者が本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により取扱店に届出てください。届出後に在留資格・在留期間に変更があった場合も同じとします。
- 3. 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合、当金庫は、回答または資料の提出がなされるまでの間、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

第14条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第15条 保険事故発生時における預金者からの相殺

- 1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の書式に届出印を押印して直ちに当支店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保 ・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 3. 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 4. 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについての別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第16条 未利用口座管理手数料

- 1. 未利用口座管理手数料は、令和3年4月1日以降新規に開設された口座のうち、最後の預入れ(当該預金の利息入金を除く)または払戻し(本件未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上、預入または払戻しがない普通預金口座が対象となります。
- 2. この預金は、第1項に定める期間、預金者による第1項に定める取引や別途定めるご利用がない場合には未利用口座となります。
- 3. この預金が未利用口座となり、かつ残高が10,000円未満の場合には、当金庫はこの預金から、払戻請求書によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。
- 4. この預金の口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、 預金者に通知することなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。
- 5. 未利用口座管理手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。

第17条 規定の変更等

- 1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条 準用規定

この預金は、本規定のほか当金庫の「普通預金規定(決済用普通預金を含む)」、「普通預金(決済用普通預金を含む)・ 貯蓄預金・納税準備預金 共通規定」を適用します。なお、本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

夢ふくらむ支店用 キャッシュカード規定

第1条 カードの利用

当支店普通預金口座(以下「預金」といいます。)について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。) は、次の場合に利用することができます。

なお、カードの代理人カードの発行はいたしません。

- 1. 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金に預入れをする場合。
- 2. 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- 3. 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。 以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- 4. 当金庫および預入提携先の預金機または支払提携先の支払機を使用して預金の残高照会等、当金庫所定の取引をする場合。
- 5. デビットカードのお取扱いはできません。
- 6. Pay-easy (ペイジー) 口座振替のお取扱いはできません。

第2条 預金機による預金の預入れ

- 1. 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2. 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3条 支払機による現金の払戻し

- 1. 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2. 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- 3. 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。ただし、支払提携先の支払機による払戻しの限度額については、その届出の金額以下になる場合があります。
- 4. 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により 届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- 5. 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条 カードによる窓口での預入れ

窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。預入れをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の振込依頼書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。

第5条 振込機による振込

- 1. 振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2. 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。 なお、1日あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- 3. 前項にかかわらず、第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振 込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- 4. 第1項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による1日あたりの振込回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

第6条 自動機利用手数料等

- 1. 預金機を使用して預金の預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- 2. 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先、振込提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- 3. 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に払戻請求書なして、その預入れ・払戻しをした預金口座から 自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払 提携先に支払います。
- 4. 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に 引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

第7条 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- 1. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金の預入れをすることができます。
- 2. 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- 3. 前記第1項、第2項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの □座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの□座番号、氏名、金額を記入のうえ、 当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- 4. 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼 書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- 5. 当金庫の支払機等が停電、故障等の場合は取扱いを一時停止することがあります。

第8条 カード・暗証番号の管理等

- 1. 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻手続きに使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- 2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当支店に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

3. カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当支店に提出してください。

第9条 偽造カードによる払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ 無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

第10条 盗難カードによる払戻し等

- 1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - (2) 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 3. 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ①本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - ②本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦等。)によって行われた場合
 - ③本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11条 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には直ちに本人から当金庫所定の方法により当支店に届出てください。

第12条 カードの再発行等

- 1. カードの盗難・紛失・破損等の場合の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- 2. カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

第13条 預金機・支払機・振込機への誤入力等

1. 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いませ

ん。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携 先、または振込提携先の責任についても同様とします。

2. カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の 誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条 解約・カードの利用停止等

- 1. 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当支店所定の方法にて届出てください。 なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- 2. カードの改ざん、不正使用等当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当支店に返却してください。
- 3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認 書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第15条に定める規定に違反した場合
 - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第15条 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16条 規定の適用

この規定に定めのない事項については、『夢ふくらむ支店用普通預金規定』により取扱います。なお、振込提携先の振込機を利用した場合には、当金庫所定の振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取扱います。

第17条 規定の変更等

- 1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条 情報管理の委託ならびに承認

カードの利用にあたっては、その取引に必要な顧客情報を、提携先に提供する事を承認されたものとして取扱います。

『夢ふくらむ支店用 定期預金規定』

第1条 預入期間

この預金の預入期間は1年です。

第2条 証書・通帳の発行

この預金の証書(または通帳)は発行いたしません。

第3条 自動継続

- 1. この預金は、満期日に1年後の応当日を新たな満期日とした定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- 2. この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第4条 利息

- 1. この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および預入日(または継続日)における当金庫所定の利率によって計算し、満期日に当支店の普通預金口座に入金します。
- 2. 第5条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第5条4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6 ヵ月未満 ………… 解約日における普通預金の利率
 - ②6ヵ月以上1年未満 …… 約定利率×50%
- 3. この預金は付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第5条 取引の制限、預金の解約等

- 1. この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- 2. この預金の解約は、当支店取引所定の方法(「夢ふくらむ支店取引規定」第8条第3項第2号および第10条第2項) によります。
- 3. 前項の解約の手続に加え、当該預金の解約の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。
- 4. 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を 停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
 - (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - 4暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前記①から⑤に準ずる者
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他前記①から④に準ずる行為
- 5. 前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引の一部を制限し、もしくは全ての取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - (1) この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (4) 当金庫が第12条による確認を行うにあたって、預金者が正当な理由なく求められた期限までに回答もしくは資料の提出をしなかった場合、または、預金者について確認した事項もしくは預金者の回答もしくは資料の内容に関し、虚偽が明らかになった場合
 - (5) 第12条第2項による届出のあった在留資格を喪失し、または在留期間が経過した場合
 - (6) 第12条による確認時の預金者の対応、説明内容、提出資料およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合
- 6. 第4項から前項により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引の一部を制限または全ての取引を停止され、その解除を求める場合には、当支店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

また、第5項第6号による取引の制限について、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は速やかに取引等の制限を解除します。

第6条 届出事項の変更等

- 1. 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 2. 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

第7条 成年後見人等の届出

- 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて

取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 譲渡、質入れの禁止

- 1. この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- 2. 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第10条 保険事故発生時における預金者からの相殺

- 1. この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当金庫所定の書式に届出印を押印して直ちに当支店に提出してください。
 - (2) 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。

当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (3) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- (4) 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第11条 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第5条第4項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、これらの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

第12条 取引時確認等

- 1. 預金の開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって取扱店に届出てください。
- 2. 日本国籍を保有せず在留期限がある預金者が本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により取扱店に届出てください。届出後に在留資格・在留期間に変更があった場合も同じとします。
- 3. 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。この場合、当金庫は、回答または資料の提出がなされるまでの間、本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。

第13条 規定の変更等

- 1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第14条 準用規定

この預金は、本規定のほか当金庫の「定期預金共通規定」を適用します。なお、本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

『宝くじつき定期預金 景品規定』

宝くじつき定期預金(以下「この預金」といいます。)をご契約いただいたお客様につきましては、本規定により景品として当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます。)を進呈します。

第1条 景品とする宝くじの種類、枚数

1. 景品となる宝くじの種類、枚数は、この預金の預入金額に応じて、下記のとおりとし、宝くじの現物に代えて宝くじの組数・抽選番号等を表示した「番号通知ハガキ」を送付させていただきます。

*1口あたりの預入金額に応じた宝くじの種類、枚数

預入金額		100 万円	200 万円	300 万円
宝	ドリームジャンボ	_	_	5枚
じのほ	サマージャンボ	_	5枚	5枚
種類と	年末ジャンボ	5枚	5枚	5枚
枚数	1年間合計	5枚	10 枚	15枚

2. 前項で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、および所定の宝くじ販売の時期が大幅に変更になるか、または所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当金庫は所定の宝くじを前項で定めた数量分を購入するために当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

第2条 宝くじ進呈基準日

所定の宝くじは、下記に定める毎年の基準日現在でこの預金の預入れをされているお客様に番号通知ハガキを送付します。但し、基準日が当金庫の定める窓口休業日にあたる場合には、前窓口営業日を基準日とします。

宝くじの種類	基準日	
ドリームジャンボ宝くじ	3月31日	
サマージャンボ宝くじ	6月30日	
年末ジャンボ宝くじ	10月31日	

第3条 宝くじ進呈期間

- 1. 宝くじは、この預金の預入期間である一年間についての景品となり、この預金が継続された場合には宝くじの景品も継続します。
- 2. 当金庫がこの預金の取扱いを中止する場合には、この預金を預入れされているお客様に対し、取扱中止基準日を記載した通知書を発送します。この場合、取扱中止基準日以降に継続されたこの預金については宝くじの景品はつきません。
 - *取扱中止基準日の前日までに新規預入あるいは継続されたこの預金については、次回満期日までは宝くじの進呈の対象とします。

第4条 宝くじ保護預かりについて

進呈する宝くじは、当金庫にて保護預かりとし、宝くじの現物は取扱いいたしません。

第5条 番号通知ハガキの送付について

- 1. 進呈する宝くじの番号は、「宝くじ番号」を記載した「番号通知ハガキ」(以下「このハガキ」といいます。)を郵送することでお知らせします。
- 2. このハガキが宝くじの抽せん日までに到着しない場合でも、宝くじの進呈は成立しています。このハガキの再発行はいたしません。
- 3. このハガキは、この預金の預入れをされているお客様の第2条の基準日現在における当金庫へのお届出の住所に送付します。
- 4. このハガキでは、宝くじが当せんした場合の当せん金品の請求はできません。
- 5. お客様の住所・氏名等に変更があったにもかかわらず、当金庫に対して所定の届出をなさらなかった場合や郵便事情等その他の諸事情によりこのハガキが不着・延着・返戻となった場合は、通常到達すべき日にこのハガキが到達したものとみなし、当金庫および株式会社みずほ銀行は、その一切の責任を負いません。

第6条 当せん金品の取扱いについて

- 1. 進呈した宝くじの当せん金品の支払いまたは交付は、株式会社みずほ銀行が行います。
- 2. 当せん金は、当支店普通預金口座へお振込みいたします(抽せん日から1ヶ月程度)。但し、当せんのご通知はいたしません。
- 3. 当せん金が振込される前に当支店の普通預金口座をご解約された場合、当せん金は振り込まれないことになります。 この場合、当金庫および株式会社みずほ銀行は、当せん金のお受取に係る一切の責任を負いません。
- 4. 抽せんに外れた宝くじは、当金庫または株式会社みずほ銀行で処分します。

第7条 景品進呈の中止について

この預金は、1年間お預けいただく契約に基づき、すべてのお客様に同条件のもとで景品の設定をしておりますので中途解約など以下の場合は宝くじ(または、景品)の進呈を中止することがあります。

1. 中途解約

宝くじ発送基準日現在までに中途解約された場合

2. 公平性を害する取引

取引の公平性を害するおそれがあると当金庫が判断する場合

3. この預金について差押の命令、通知があった場合、その他当金庫がやむをえないと認める事由がお客さまに生じた場合、当金庫の判断により宝くじの進呈を中止することがあります。

第8条 中途解約後の預入れ制限

この預金が中途解約された場合で、かつ預入れ期間中に既に本規定に基づき宝くじを1回でも進呈している場合は、取引の公平性を確保するために、当該預金の満期日までは、当金庫は当該預金者の新規の「宝くじ定期預金」の預入れをお断りすることがあります。

第9条 株式会社みずほ銀行への業務委託

当金庫は宝くじの進呈にあたり、以下の業務を株式会社みずほ銀行に委託します。

- 1. 進呈する宝くじの割当(お客さまごとに進呈する宝くじ番号等の割当)
- 2. 進呈した宝くじ番号等のお客様への通知
- 3. 進呈した宝くじの保護預かり(保管、管理)
- 4. 宝くじの当せん確認、当せん金品の請求
- 5. 宝くじの日お楽しみ抽せんにかかる当せん確認および景品の請求
- 6. 抽せんおよび宝くじの日お楽しみ抽せんのいずれにもはずれた宝くじの処分

第10条 その他の預入れ制限

取引の公平性を確保するために、前条のほか、当金庫は以下の場合は預入れをお断りすることがあります。

1. 名義借り

前条の預入れ制限を回避するために家族、知人などの名義を借りた預入れであると当金庫が判断する場合

2. 不確実な資金

契約日から満期日までの間、預入れが難しい資金と当金庫が判断する場合

3. 公平性を害する取引

その他取引の公平性を害するおそれがあると、当金庫が判断する場合

第11条 譲渡、質入れの禁止

宝くじを受領する権利およびその宝くじから生じる権利、その他この規定にかかる一切の権利は譲渡、質入れ、その 他第三者の権利を設定することができません。

第12条 規定の変更等

- 1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

『夢ふくらむ支店用 振込規定』

第1条 適用範囲

電話による依頼にもとづき、お客様の普通預金口座よりお客様の指定する金額を引落しのうえ、お客様の指定する当金庫または他の金融機関の国内本支店にあるご本人名義の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

第2条 振込の依頼

- 1. 振込の依頼は、当金庫所定の時間内に受付けます。
- 2. 振込の依頼にあたっては、受取人の預金口座は、振込依頼の都度、お客様の指定したご本人名義の口座とします。
- 3. 振込の依頼は、すべて電信扱いによるものとします。
- 4. 振込の依頼にあたっては、当金庫所定の方法により、オペレータにその依頼内容を正確に伝えてください。当金庫は、お客様から伝えられた事項を依頼内容とします。お客様から伝えられた依頼内容について不備があったとしても、これらによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 5. 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。

第3条 振込契約の成立

振込契約は、当金庫が振込の依頼にもとづき、お客様から払戻し依頼のあった預金から振込資金等を払戻した時に成立するものとします。

第4条 振込通知の発信

- 1. 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、当支店所定の振込受付時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- 2. 当支店所定の当日扱い振込受付時間終了後に振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

第5条 取引内容の照会等

- 1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当支店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会する等の調査をし、その結果を報告します。
- 2. 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 3. 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。ただし、相当期間連絡のつかない場合、振込資金を当支店の普通預金口座に入金することがあります。

第6条 依頼内容の変更

振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、当支店への電話により次の変更の手続きをおこないます。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第7条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

- 1. 変更の依頼にあたっては、当金庫所定の方法により、オペレータにその依頼内容を正確に伝えてください。当金庫は、お客様から伝えられた事項を依頼内容とします。
- 2. 当金庫は、お客様からの依頼にもとづき、変更依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

3. 変更の依頼にあたっては、当金庫は、振込依頼の時と同様の方法で本人確認をさせていただきます。本人確認項目を照合し、相違ないものと認めて依頼内容を変更したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条 組戻し

振込契約の成立後にその依頼をとりやめる場合には、当支店への電話により次の訂正の手続きをおこないます。

- 1. 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の方法により、オペレータにその依頼内容を正確に伝えていただくとともに、直ちに書面によって当支店に届け出てください。また、本人確認書類を求めることがあります。当金庫は、お客様から伝えられた事項を依頼内容とします。
- 2. 当金庫は、お客様からの依頼書にもとづき、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- 3. 組戻し依頼により、振込先金融機関から返却された振込資金は、当支店の普通預金口座に入金します。
- 4. 組戻しの依頼にあたっては、当金庫は、振込依頼の時と同様の方法で本人確認をさせていただきます。本人確認項目を照合し、相違ないものと認めて振込資金を返却したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 通知・照会の連絡先

- 1. 振込取引についてお客様に通知・照会・確認をする場合には、当支店取引の申込みにあたって届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- 2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会・確認をすることができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第9条 手数料

- 1. 振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料をいただきます。
- 2. 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- 3. 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込を受付するときも、店頭表示の振込手数料をいただ きます。
- 4. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

第10条 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害について当金庫は責任を 負いません。

- 1. 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- 2. 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- 3. 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

第11条 譲渡、質入れの禁止

振込契約にもとづくお客様の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第12条 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

第13条 規定の変更等

- 1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で相当の期間周知することにより変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第14条 準拠法・合意管轄

- 1. 本契約の契約準拠は日本法とします。
- 2. 本契約に関する訴訟については、当金庫本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- ※振込に際しては、本規定のほか当金庫の「振込規定」を適用します。なお、本規定と他の規定の定めが異なる場合は、 本規定が優先します。